

空き家解体費補助事業について

周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている**特定空家等**または**不良住宅(木造または鉄骨造)**に該当する危険な空き家を解体する者に対して、当該空き家を解体するための費用の一部を補助します。

■補助金額

次の①～③で算定した金額のうち、最も低い金額を補助します。

- ① 解体に要する費用の業者見積額(税抜) × 補助率(4/5)

- ② 解体する空き家の延床面積(㎡) × 単価12,000(円/㎡)

※解体に必要な車両等の進入が困難と認められる場合は、

- ② 解体する空き家の延床面積(㎡)
× 国土交通大臣の定める標準除却費(毎年変動) × 補助率(4/5)

2025年度標準除却費単価: 木造 33,000(円/㎡) × 4/5 = 26,400(円/㎡)
鉄骨造 47,000(円/㎡) × 4/5 = 37,600(円/㎡)

- ③補助限度額 50万円

- ③申請者が個人であり、世帯の計算後の月収額が21万4千円以下かつ、
資産(預貯金及び有価証券の総額)が1,000万円以下である場合
補助限度額 100万円

■補助の対象要件

○空き家は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する「特定空家等」(ただし、同法第14条第3項に規定する命令に係る部分を除く)もしくは、住宅地区改良法第2条第4項に規定する「不良住宅」(災害(単なる火災は含まず)により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む)に該当し、かつ住宅の不良度の測定基準による評点の合計が100点以上の物件であること。

○申請者が空き家の所有者と異なる場合、もしくは、空き家の所有者が複数の場合には、本補助事業を行うことについて、協議が整っていることを原則とし、本補助金を受けて解体することについて、不利益を受けることになる全ての者から承諾を得ていること。

○解体工事は交付決定から60日以内に着手すること。

○空き家解体後は、当該敷地が管理不全な状態にならないよう、適正に管理すること。

- * 補助金は予算の範囲内で交付します。
- * 補助を受けられるためには、**解体工事着手前**に申請が必要です。
- * 申請方法、その他要件については、空家対策課までご確認ください。



東大阪市 空家対策課
東大阪市荒本北一丁目1-1
(本庁舎**15**階)

電話

06-4309-3244

詳しくは

東大阪市 空家対策課

検索